

大牟田市校区まちづくり交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の課題の解決に取り組む住民による主体的なまちづくり活動を行う校区まちづくり協議会に対する大牟田市校区まちづくり交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 校区 市立小学校の通学区域をいう。
- (2) 自治会 一定の地域的な住民のまとまりで任意に組織された地縁による団体であって、町内公民館以外のものをいう。
- (3) 協議会 校区まちづくり協議会（町内公民館、自治会その他の校区等において活動する団体で構成される団体（校区町内公民館連絡協議会等を除く。））であって、地域の課題の解決に取り組む住民による主体的なまちづくり活動を行うもの（規約を定め、かつ、経常的な自主財源を有しているものに限る。）をいう。
- (4) 加入世帯率 直近の10月1日現在の国勢調査の世帯数（推計値を含む。）に基づき市長が算定した協議会が属する校区の世帯数に対する交付金の対象となる年度の4月1日現在(当該年度が協議会の設立の年度である場合にあっては、当該設立の日現在)の当該協議会に加入している町内公民館及び自治会（以下「町内公民館等」という。ただし、第5条の規定を除く。）の世帯数の割合をいう。
- (5) 運営交付金 交付金のうち協議会の運営及び組織強化に要する経費に対する交付金をいう。
- (6) 加入対策交付金 交付金のうち協議会への加入を促進するための対策に要する経費に対する交付金をいう。
- (7) 事業等交付金 交付金のうち事業等の実施に要する経費に対する交付金をいう。
- (8) 校区活性化事業 協議会が校区内の住民全体を対象として実施する事業をいう。
- (9) 町内振興事業等 協議会に加入している5世帯以上の町内公民館等が実施する事業及び当該町内公民館等の運営をいう。
- (10) 校区活動拠点 協議会の活動の拠点をいう。
- (11) 校区まちづくり計画 協議会が校区の現状と課題等を分析し、校区における主体的なまちづくりを行うために策定する計画をいう。
- (12) 校区人口 交付金の対象となる年度の4月1日の住民基本台帳に登録された協議会が属する校区の人口をいう。

(運営交付金及び加入対策交付金の交付)

第3条 市長は、協議会に対し、加入世帯率に応じ予算の範囲内において運営交付金を交付す

ることができる。

2 市長は、協議会に対し、当該協議会の設立の年度又は翌年度から5年度間に限り、予算の範囲内において加入対策交付金を交付することができる。

(運営交付金及び加入対策交付金の額)

第4条 運営交付金及び加入対策交付金の額は、別表第1に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内の額とする。

(運営交付金と運営費補助金等との調整)

第5条 前条の規定にかかわらず、協議会に加入している校区町内公民館連絡協議会等又は町内公民館が町内公民館等の運営費補助金交付要綱(昭和56年4月1日施行)に規定する校区町内公民館連絡協議会等運営費補助金又は町内公民館運営費補助金(以下「運営費補助金等」という。)の交付を受けている場合の運営交付金の額に係る前条の規定の適用については、別表第1運営交付金の項中「100円」とあるのは、「80円」とする。

(運営交付金等の交付の申請)

第6条 運営交付金又は加入対策交付金(以下「運営交付金等」という。)の交付を受けようとする協議会は、大牟田市校区まちづくり交付金(運営交付金等)交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度6月30日(協議会の設立の年度にあっては、当該設立の日から3月を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日)までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 規約

(4) その他市長が必要と認める書類

2 第1項の大牟田市校区まちづくり交付金(運営交付金等)交付申請書(様式第1号)は、加入世帯率が40パーセント未満で設立した協議会については、加入世帯率が40パーセント以上となるまでは、大牟田市校区まちづくり交付金(運営交付金等)交付申請書(様式第1-4号)により申請しなければならない。

(運営交付金等の交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、運営交付金等の交付を決定したときは大牟田市校区まちづくり交付金(運営交付金等)交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした協議会に通知するものとする。

2 第1項の大牟田市校区まちづくり交付金(運営交付金等)交付決定通知書(様式第2号)は、加入世帯率が40パーセント未満で設立した協議会については、加入世帯率が40パーセント以上となるまでは、大牟田市校区まちづくり交付金(運営交付金等)交付決定通知書(様式第2-4号)により通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付けることができる。

(運営交付金等の請求及び支払)

第8条 前条の規定により運営交付金等の交付の決定を受けた協議会(以下「運営交付金等交付決定協議会」という。)は、前条第1項の通知を受けた後、速やかに市長が指定する様式の請求書により、市長に運営交付金等を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に運営交付金等を当該請求をした運営交付金等交付決定協議会に交付するものとする。

(事業等交付金の交付)

第9条 市長は、運営交付金等交付決定協議会に対し、予算の範囲内において事業等交付金を交付することができる。

(事業等交付金の種類、目的等)

第10条 事業等交付金の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、対象とする経費は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 校区活性化事業交付金 校区活性化事業に要する経費

(2) 町内振興事業等交付金 町内振興事業等に要する経費

(3) 校区活動拠点確保交付金 校区活動拠点として利用する民間の施設等の借上げに要する経費

(4) 校区活動拠点整備初期投資交付金 校区活動拠点の整備に要する経費

(5) 地域提案型交付金 地域から提案するものであって、校区まちづくり計画の策定及び校区内の地域課題の解決に向けた取組みに要する経費

2 校区活動拠点整備初期投資交付金の交付は、1協議会に対しそれぞれ1回限りとする。

3 地域提案型交付金の交付は、1校区1事業とし、最長事業期間3年まで継続して実施することができるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、宗教活動又は政治的活動を目的とするものに係る経費については、交付金は交付しない。

(事業等交付金の額)

第11条 事業等交付金の額は、別表第2に定める額以内の額とする。

(事業等交付金と運営費補助金等との調整)

第12条 前条の規定にかかわらず、運営交付金等交付決定協議会に加入している校区町内公民館連絡協議会等又は町内公民館が運営費補助金等の交付を受けている場合における事業等交付金の額に係る前条の規定の適用については、別表第2校区活性化事業交付金の項中「180,000円」とあるのは「80,000円」と、「200,000円」とあるのは「100,000円」と、「220,000円」とあるのは「120,000円」と、「240,

000円」とあるのは「140,000円」と、「260,000円」とあるのは「160,000円」と、同表町内振興事業等交付金の項中「町内公民館等」とあるは「自治会」とする。

(事業等交付金の交付の申請)

第13条 事業等交付金の交付を受けようとする運営交付金等交付決定協議会は、大牟田市校区まちづくり交付金(事業等交付金)交付申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる事業等交付金の種類に応じ、当該各号に定める書類及び市長が必要と認める書類を添えて、校区活性化事業交付金及び町内振興事業等交付金については毎年度9月30日(運営交付金等交付決定協議会の設立の年度にあつては、当該年度の3月31日)までに、校区活動拠点確保交付金及び校区活動拠点整備初期投資交付金については毎年度3月31日までに、地域提案型交付金については、6月30日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 校区活性化事業交付金 校区活性化事業計画書(様式第4号)
- (2) 町内振興事業等交付金 町内振興事業等計画書(様式第5号)
- (3) 校区活動拠点確保交付金 校区活動拠点確保計画書(様式第6号)
- (4) 校区活動拠点整備初期投資交付金 校区活動拠点整備初期投資計画書(様式第7号)
- (5) 地域提案型交付金 地域提案型交付金交付申請書(様式第8号)

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により運営交付金等の交付を申請した協議会は、運営交付金等の交付の決定の前であっても前項の規定に基づき、事業等交付金の交付を申請することができる。この場合において、運営交付金等の交付が決定されなかったときは、当該事業等交付金の交付は、申請されなかったものとみなす。

(事業等交付金の交付の追加申請)

第13条の2 前条の規定にかかわらず、町内公民館等が年度の中途において当該町内公民館等が属する校区の運営交付金等交付決定協議会に新たに加入した場合にあつては、当該運営交付金等交付決定協議会は、当該町内公民館等の加入の日から1月以内に、当該加入町内公民館等にかかる町内振興事業等交付金を追加申請することができる。

2 前項による追加申請は、大牟田市校区まちづくり交付金(事業等交付金)追加交付申請書(様式第3号の2)に、町内振興事業等計画書(様式第5号)及び市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 第1項の規定による追加申請の場合における第11条の規定の適用については、別表第2町内振興事業等交付金の項中「世帯数」とあるのは、「当該町内公民館等が属する校区の協議会に加入したときの世帯数」とする。

4 事業等交付金の追加申請の場合においては、第12条の規定を準用する。

(事業等交付金の交付の決定等)

第14条 市長は、第13条の申請があつたときは、その内容を審査し、事業等交付金の交付

を決定したときは大牟田市校区まちづくり交付金（事業等交付金）交付決定通知書（様式第9号）により、当該申請をした運営交付金等交付決定協議会に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、事業等交付金の追加交付を決定したときは大牟田市校区まちづくり交付金（事業等交付金）追加交付決定通知書（様式第9号の2）により、当該申請をした運営交付金等交付決定協議会に通知するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の決定に条件を付けることができる。

（事業等交付金の請求及び支払）

第15条 前条第1項又は第2項の規定に基づき事業等交付金の交付の決定を受けた運営交付金等交付決定協議会（以下「事業等交付金交付決定協議会」という。）は、前条第1項又は第2項の通知を受けた後、速やかに市長が指定する様式の請求書により、市長に事業等交付金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に事業等交付金を当該請求をした事業等交付金交付決定協議会に概算払により交付するものとする。

（実績報告）

第16条 運営交付金等交付決定協議会は、運営交付金等の対象となる年度の活動の実績を当該年度の3月31日までに大牟田市校区まちづくり交付金（運営交付金等）実績報告書（様式第10号）に事業報告書、決算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 事業等交付金交付決定協議会は、事業等交付金の対象となる年度の3月31日までに大牟田市校区まちづくり交付金（事業等交付金）実績報告書（様式第11号）に、次の各号に掲げる事業等交付金の種類に応じ、当該各号に定める書類及び市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）校区活性化事業交付金 校区活性化事業報告書（様式第12号）

（2）町内振興事業等交付金 町内振興事業等報告書（様式第13号）

（3）校区活動拠点確保交付金 賃貸借契約書の写し

（4）校区活動拠点整備初期投資交付金 校区活動拠点整備報告書（様式第14号）

（5）地域提案型交付金 地域提案型交付金報告書（様式第15号）

（事業等交付金の額の確定）

第17条 市長は、前条第2項の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき事業等交付金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した交付すべき事業等交付金の額（以下「事業等交付金の確定額」という。）が第15条第2項の規定により概算払で交付した事業等交付金の額（以下「事業等交付金の概算払額」という。）と異なるときは、事業等交付金の確定額を事業等交付金交付決定協議会に通知するものとする。

3 事業等交付金交付決定協議会は、前項の規定により通知を受けた事業等交付金の確定額が、事業等交付金の概算払額を下回るときは当該下回る額について、市長が指定する日までに市長に返還するものとし、事業等交付金の概算払額を超えるときは当該超える額について、追加払いを受けることができる。

(実地調査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、実地に調査し、又は運営交付金等交付決定協議会若しくは事業等交付金交付決定協議会に対し説明若しくは関係書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第19条 市長は、運営交付金等交付決定協議会又は事業等交付金交付決定協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、交付金の交付を停止し、又は交付金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 交付金を交付金の対象となる経費以外の経費に使用したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により交付金の交付決定を受けたとき。
- (3) 第7条第2項または第14条第2項の条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 地域提案型交付金の交付の対象となる事業のうち、年度を継続した事業の交付金については、前項に該当する場合、事業開始年度から交付した交付金の全部、若しくは一部の返還を求めることができる。

(交付金に係る経理)

第20条 運営交付金等交付決定協議会及び事業等交付金交付決定協議会は、交付金の対象となる経費の収支について、事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該証拠書類を交付の対象となる経費に係る事業が終了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日(平成23年5月27日)から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に設立されている協議会に対する第6条の規定の適用については、同条中「当該設立の日」とあるのは、「この要綱の施行の日」とする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(運営交付金等の特例措置)

2 第6条の規定の適用については、運営交付金等の交付を受けようとする協議会で、平成26年10月1日から平成27年3月31日までに設立した協議会は、平成26年度に限り、大牟田市まちづくり交付金（運営交付金等）交付申請書（様式第1-2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該設立の日から3月を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 規約

(4) 組織強化計画書

(5) その他市長が必要と認める書類

(運営交付金の追加申請)

3 平成26年度の運営交付金等交付決定協議会で、組織強化に対する運営交付金の交付を受けようとする協議会は、大牟田市校区まちづくり交付金（運営交付金等）追加交付申請書（様式第1-3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、平成26年10月31日までに市長に申請しなければならない。

(1) 組織強化計画書

(特例措置の交付の決定)

4 市長は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、運営交付金等の交付を決定したときは大牟田市校区まちづくり交付金（運営交付金等）交付決定通知書（様式第2-2号）により、当該申請をした協議会に通知するものとする。

(追加交付の決定)

5 市長は、第3項の申請があったときは、その内容を審査し、運営交付金等の交付を決定したときは大牟田市校区まちづくり交付金（運営交付金等）追加交付決定通知書（様式第2-3号）により、当該申請をした協議会に通知するものとする。

(交付決定の条件)

6 市長は、必要があると認めるときは、前2項の決定に条件を付けることができる。

(請求及び支払)

7 第4項及び第5項の規定により運営交付金等の交付の決定を受けた協議会の運営交付金の

請求及び支払いについては、第8条を準用する。

(交付決定の取消し等)

8 第19条第3号の規定の適用については、「第7条第2項または第14条第2項」とあるのは、「第7条第2項または第14条第2項並びに付則第6項」とする。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

交付金の名称	交付額
運営交付金	次の算式により、算定した額（協議会の設立の日の属する年度においては、当該額を12で除して得た額に協議会の設立の日の属する月以後の当該年度内の月数を乗じて得た額） 校区人口（校区人口が3,000人を下回る場合は、3,000人）× 100円×通増率 組織強化に係る経費の加算 60万円
加入対策交付金	50,000円

備考 第3条の加入世帯率に応じた通減増率は、次の各号に掲げる協議会の加入世帯率の区
分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 35パーセント以上40パーセント未満 0.7
- (2) 40パーセント以上45パーセント未満 0.8
- (3) 45パーセント以上50パーセント未満 0.9
- (4) 50パーセント以上55パーセント未満 1.0
- (5) 55パーセント以上60パーセント未満 1.05
- (6) 60パーセント以上65パーセント未満 1.1
- (7) 65パーセント以上70パーセント未満 1.15
- (8) 70パーセント以上 1.2

2 運営交付金の組織強化に係る経費の加算については、平成26年9月30日までに設立した協議会の平成26年度分に限り30万円とし、平成26年10月1日から平成27年3月31日までに設立した協議会の平成26年度分においては、当該額を6で除して得た額に協議会の設立の日の属する月以降の当該年度内の月数を乗じて得た額とする。

3 加入世帯率が40パーセント未満で設立した協議会の運営交付金は、次の算式によるものとし、その限度額は、600,000円（協議会の設立の日の属する年度においては、当該額を12で除して得た額に協議会の設立の日の属する月以後の当該年度内の月数を乗じて得た額）とする。

(校区人口(校区人口が3,000人を下回る場合は、3,000人)×100円+600,000円)×0.5

4 前項については、該当する協議会の加入世帯率が40パーセント以上となるまで継続するものとし、40パーセントを以上となった年度からは、第1項の逡減増率によるものとする。

別表第2（第11条関係）

交付金の名称	交付額
校区活性化事業交付金	次の各号に掲げる校区人口の数の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 2,000人未満 180,000円 (2) 2,000人以上4,000人未満 200,000円 (3) 4,000人以上6,000人未満 220,000円 (4) 6,000人以上8,000人未満 240,000円 (5) 8,000人以上 260,000円
町内振興事業等交付金	町内公民館等の世帯数に世帯割の額を乗じて得た額に加算額を加算した額。ただし、運営に要する経費に対する交付額は、算定額の2分の1以内の額とする。
校区活動拠点確保交付金	年度内の家賃の実費相当額（1月の家賃の実費相当額が30,000円を超える場合は、1月の家賃の実費相当額を30,000円として算定した額）
校区活動拠点整備初期投資交付金	対象経費の実費相当額（その額が500,000円を超える場合は、500,000円）
地域提案型交付金	1校区につき1事業とし、対象経費の実費相当額（その額が200,000円を超える場合は、200,000円）

備考 町内振興事業等交付金の世帯割の額及び加算額は、次の表に定めるとおりとする。

町内公民館等の世帯数	世帯割の額	加算額
5世帯以上20世帯未満	250円	24,000円
20世帯以上50世帯未満		30,000円
50世帯以上100世帯未満	200円	34,000円

100 世帯以上 200 世帯未満	150 円	40,000 円
200 世帯以上 500 世帯未満	100 円	54,000 円
500 世帯以上	0 円	120,000 円